

令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

令和6年度 市民税・県民税の申告期間は、令和6年2月16日（金）から3月15日（金）までです。
申告書に令和5年中のすべての所得・控除のほか、必要事項を漏れなくご記入の上、期限内に必ずご提出ください。また、申告書への記載方法がご不明な場合は、市役所等で行われる申告相談をご利用ください。

申告が必要な方

※2ページのフローチャートもご覧ください

令和6年1月1日現在、津山市内に住所を有し、令和5年中の所得状況が次に該当する方

1	事業所得（営業等・農業）、不動産所得、配当所得、雑所得（年金など）がある方 ※事業所得（営業等・農業）、不動産所得がある方は 収支内訳書 等を併せてご提出ください
2	給与所得がある方で次に該当する場合 ア 給与所得以外に各種の所得（事業所得、不動産所得、雑所得、配当所得など）があり、その所得が20万円以下の方 イ 日雇い・アルバイト等で、勤務先から「給与支払報告書」が津山市へ提出されていない方（勤務先の給与担当の方にご確認ください。）
3	配当割又は株式等譲渡所得割を差し引かれた方で、還付又は税額控除を受けようとする方 ※申告をされた場合、他の納税義務者の方の扶養親族として認定されなくなる場合や、国民健康保険等で保険料や医療費の自己負担が高くなる場合があります。…詳細は6ページ参照
4	医療費控除、寄附金控除等の源泉徴収票に記載されていない各種所得控除を受ける方
5	令和5年中は収入がなかったが、各種税証明、国民健康保険料の算定、公営住宅の手続き等が必要な方 ※収入が無かった場合の申告書の書き方については9ページをご覧ください

※ 申告が必要な所得を申告されていない場合、年度の途中から税額がかかったり、増額になる可能性があります。

※ 所得税の確定申告書を提出された方は、市県民税の申告の必要はありません。

申告に必要なもの

1	本人確認書類 ① 個人番号（マイナンバー）カード ② 個人番号通知カード＋顔写真つき身分証明書（運転免許証、パスポートなど） ③ 個人番号が記載された住民票の写し＋顔写真つき身分証明書（運転免許証、パスポートなど）
2	各所得の計算に必要な書類（ご自身の所得内容に応じてご用意ください）…詳細は6ページ参照 ア 給与・公的年金等の源泉徴収票 イ 営業・農業・不動産所得等の、収入金額と必要経費をまとめたもの（収支内訳書、帳簿書類等） ウ 個人年金の支払調書、生命保険契約等一時金の支払調書、外交員報酬、原稿料等の支払調書
3	各種控除を受けるために必要な書類（受けたい控除内容に応じてご用意ください）…詳細は7ページ参照 ア 医療費控除の明細書（医療を受けた人ごと病院ごとに、医療費の合計金額を計算したもの） イ 地震保険、生命保険の控除証明書（保険会社から発行されます） ウ 災害関連費や寄附金の領収書、証明書 エ 障害者手帳、障害者控除対象者認定書（高齢介護課にて発行）

申告の手引き、市民税・県民税申告書、医療費控除の明細書等は、津山市のホームページにも掲載しています。津山市公式サイト内「★個人住民税に関する様式集」のページをご覧ください。

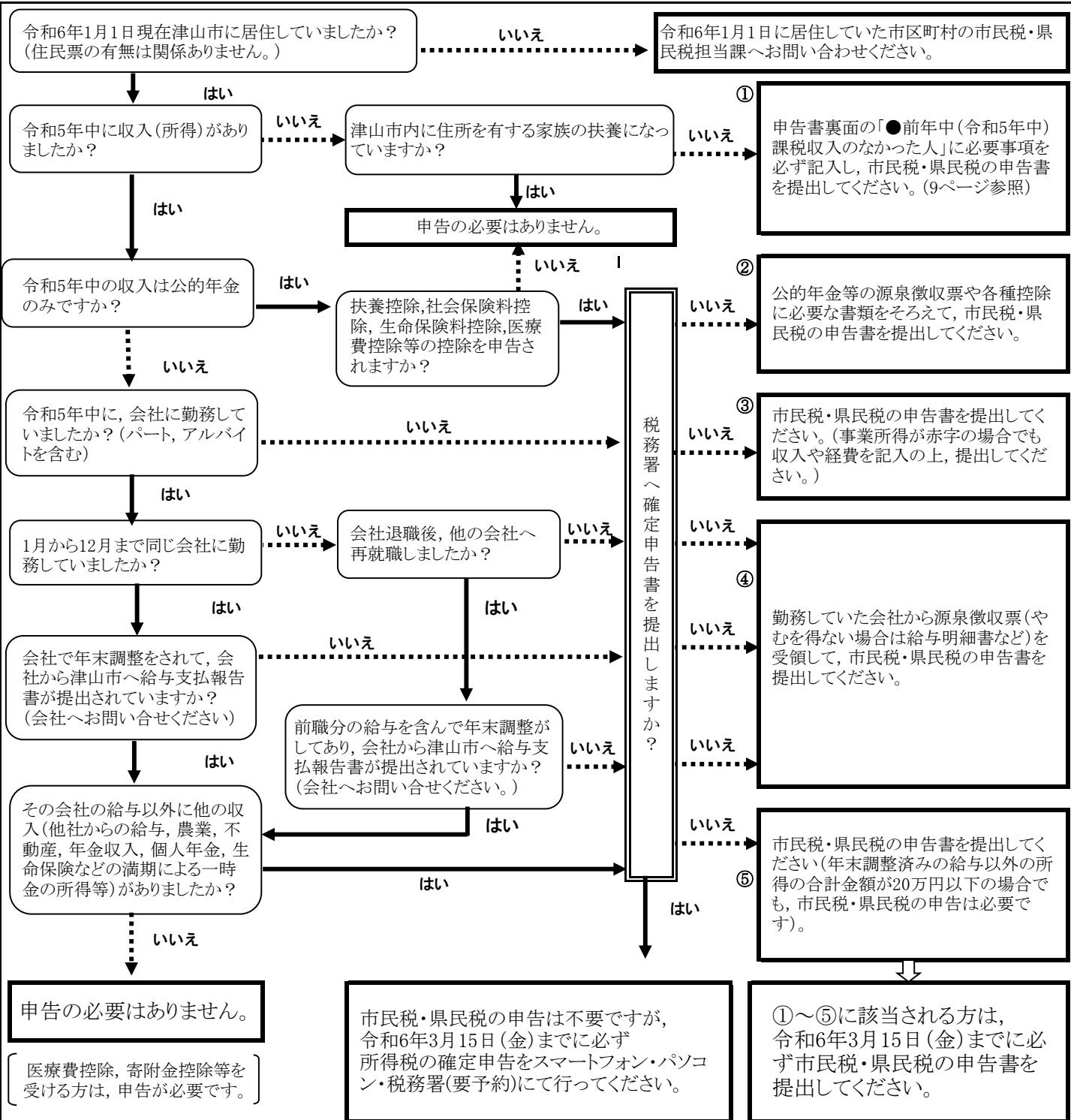
＜お問合せ先・申告書提出先＞

〒708-8501 岡山県津山市山北520

津山市税務部課税課市民税係（本庁2階3番窓口）

電話 0868-32-2015（直通）

【市民税・県民税申告書を提出しなければならない人】



【所得税の確定申告の必要がある方】

- 所得税を納付する人、還付を受ける人
- 2か所以上から給与がある人(従たる給与収入額が20万円を超える人)
- 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与所得者で、給与以外の所得(営業、農業、不動産、生命保険の一時金等)の合計金額が20万円を超える人
- 公的年金等収入の合計額が400万円を超える人
- 公的年金等収入の合計額が400万円以下で、その他の所得が20万円を超える人 など

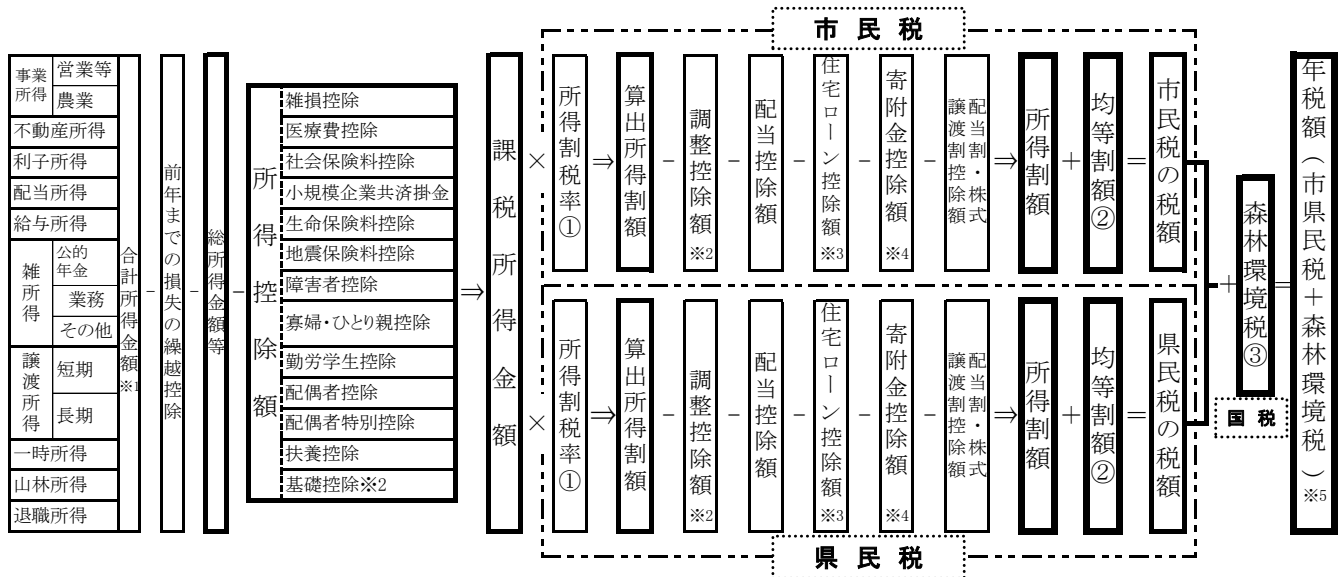
次の申告をされる方は税務署にご相談ください(税務署での申告には事前予約が必要です)

- 雑損控除の申告
- 青色申告
- 山林所得の申告
- 営業所得の申告
- 住宅ローン控除(初年度)の申告
- 土地・建物等を譲渡した方の申告
- 準確定申告
- 不動産収入が100万円以上の申告
- 過年分の申告
- 大工や左官等で給与明細のない方の申告
- 株式の譲渡・配当

※税務署への相談は事前予約制です。
〒708-8657 津山市田町67番地
TEL 0868-22-3147

【市民税・県民税の税額計算のしくみについて】

市民税・県民税には、住民の方に均等に負担していただく**均等割**と、所得に応じて負担していただく**所得割**（前年の所得金額を基礎として計算します。）があります。年税額は市民税と県民税をそれぞれ計算したその合計額に、森林環境税を加算した金額となります。



- ※1 給与所得が有る場合で、所得金額調整控除の適用となる場合は、控除後の給与所得額を合計所得金額に算入します。
 ※2 合計所得金額が2,500万円を超える場合は控除額は0円となります。
 ※3 対象となるのは、所得税における住宅借入金等特別控除の適用があり（ただし、平成24年から令和7年12月31日までの入居者に限る）、控除可能額が控除適用前の所得税額を超えている方です。
 ※4 平成21年度から寄附金控除は所得控除から税額控除に変わりました。
 ※5 市民税・県民税および森林環境税は、以下の基準に該当する場合は非課税となります。

非課税判定	その年1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方又は障害者・未成年者・寡婦または、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
-------	--

非課税判定	扶養控除がない場合	扶養控除がある場合 (配偶者特別控除の対象者は、扶養人数に含まれません)
均等割	合計所得金額の合計 ≤ 38万円	合計所得金額 ≤ 28万円 × (扶養人数 + 1) + 10万円 + 168,000円
所得割	総所得金額等の合計 ≤ 45万円	総所得金額等の合計 ≤ 35万円 × (扶養人数 + 1) + 10万円 + 32万円

①所得割の税率

課税所得	市民税	県民税
一律	6%	4%

※所得割額＝課税所得金額×税率

②均等割の税額

市民税	3,000円
県民税	1,500円

・県民税均等割のうち500円は、「おかやま森づくり県民税」としてご負担いただくものです。

③森林環境税

国 税	1,000円
-----	--------

・森林環境税は令和6年度よりお支払いいただく国税になります。

(注)分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

【給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法について】

あなたが給与所得者であり、かつ特別徴収(市民税・県民税を給与から天引きして納税する方法)の対象者となる場合、令和6年4月1日において、65歳以上の方は給与・公的年金等に係る所得以外の所得、65歳未満の方は給与所得以外の所得に対する市民税・県民税について、希望する納付方法(「給与から天引き」又は「自分で納付」)を選択することができます。

年 齢 (令和6年4月1日時点)	【各々の所得に係る令和6年度市民税・県民税の納付方法】			
65歳以上	給与から天引き (特別徴収)	公的年金等から天引き (特別徴収)※	A. 給与から天引き (特別徴収)	選択
			B. 自分で納付 (普通徴収)	
65歳未満		A. 給与から天引き (特別徴収)	選択	
		B. 自分で納付 (普通徴収)		

※市民税・県民税が公的年金等からの特別徴収の対象とならない方につきましては、普通徴収で納めていただくことになります。

申告書の書き方 (記載例)

※様式は変更になる場合があります

①個人番号、現住所、令和6年1月1日現在の住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号等を記入してください。

表面

④各控除の支払額を
記入してください
(7ページ参照)

⑤各控除の対象となる
方の氏名・生年月
日・続柄・個人番号を
記入してください
(8ページ参照)

②各所得の支払額を
記入してください
(6ページ参照)

所得金額調整控除の適
用を受ける場合は、給与
所得控除後の額から所得
金額調整控除額を引いた
後の数字を記入してくだ
さい

③各所得の所得額を
記入してください
(6ページ参照)

⑥各控除の控除額を
記入してください
(7ページ参照)

セルフメディケーション税制
の適用を選択する場合は、
区分欄に「1」と記入してく
ださい
(9ページ参照)

3ページ参照

令和6年度 市民税 県民税 申告書		整理番号																						
津山市長 殿	現住所 津山市山北520番地	業種又は職業																						
提出年月日 年 月 日	1月1日現在の住所 同上	電話番号 0868-32-2015																						
氏名 津山 太郎	フリガナ ツヤマ タロウ	個人番号 1 4 1 4 2 1 3 5 6 2 3 7																						
生年月日 6 2 20	明・大・昭和 35・2・22 世帯主の氏名 津山 太郎	続柄 本人																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険料控除</th> <th>支払った保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>介護保険</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td>国民年金</td> <td>39,900</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>140,100</td> </tr> </tbody> </table>			社会保険料控除	支払った保険料	国民健康保険	90,000	介護保険	10,200	国民年金	39,900	合計	140,100												
社会保険料控除	支払った保険料																							
国民健康保険	90,000																							
介護保険	10,200																							
国民年金	39,900																							
合計	140,100																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>生命保険料控除</th> <th>支払った保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新生命保険料の計</td> <td>69,600</td> </tr> <tr> <td>旧生命保険料の計</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料の計</td> <td>72,000</td> </tr> <tr> <td>旧個人年金保険料の計</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料の計</td> <td>72,000</td> </tr> <tr> <td>旧長期損害保険料の計</td> <td>24,000</td> </tr> </tbody> </table>			生命保険料控除	支払った保険料	新生命保険料の計	69,600	旧生命保険料の計	120,000	新個人年金保険料の計	72,000	旧個人年金保険料の計	120,000	介護医療保険料の計	72,000	旧長期損害保険料の計	24,000								
生命保険料控除	支払った保険料																							
新生命保険料の計	69,600																							
旧生命保険料の計	120,000																							
新個人年金保険料の計	72,000																							
旧個人年金保険料の計	120,000																							
介護医療保険料の計	72,000																							
旧長期損害保険料の計	24,000																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得金額等</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収入金額</td> <td>421,000</td> </tr> <tr> <td>2 所得金額</td> <td>212,000</td> </tr> <tr> <td>3 所得金額</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>4 所得金額</td> <td>1,500,000</td> </tr> <tr> <td>5 所得金額</td> <td>1,255,000</td> </tr> <tr> <td>6 所得金額</td> <td>188,000</td> </tr> <tr> <td>7 所得金額</td> <td>1,443,000</td> </tr> <tr> <td>8 所得金額</td> <td>62,500</td> </tr> <tr> <td>9 所得金額</td> <td>3,457,500</td> </tr> </tbody> </table>			所得金額等	金額	1 収入金額	421,000	2 所得金額	212,000	3 所得金額	240,000	4 所得金額	1,500,000	5 所得金額	1,255,000	6 所得金額	188,000	7 所得金額	1,443,000	8 所得金額	62,500	9 所得金額	3,457,500		
所得金額等	金額																							
1 収入金額	421,000																							
2 所得金額	212,000																							
3 所得金額	240,000																							
4 所得金額	1,500,000																							
5 所得金額	1,255,000																							
6 所得金額	188,000																							
7 所得金額	1,443,000																							
8 所得金額	62,500																							
9 所得金額	3,457,500																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得から差し引かれる金額</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 所得から差し引かれる金額</td> <td>140,100</td> </tr> <tr> <td>11 所得から差し引かれる金額</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>12 所得から差し引かれる金額</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>13 所得から差し引かれる金額</td> <td>260,000</td> </tr> <tr> <td>14 所得から差し引かれる金額</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td>15 所得から差し引かれる金額</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>16 所得から差し引かれる金額</td> <td>430,000</td> </tr> <tr> <td>17 所得から差し引かれる金額</td> <td>1,635,100</td> </tr> <tr> <td>18 所得から差し引かれる金額</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>19 所得から差し引かれる金額</td> <td>1,755,100</td> </tr> </tbody> </table>			所得から差し引かれる金額	金額	10 所得から差し引かれる金額	140,100	11 所得から差し引かれる金額	70,000	12 所得から差し引かれる金額	25,000	13 所得から差し引かれる金額	260,000	14 所得から差し引かれる金額	330,000	15 所得から差し引かれる金額	380,000	16 所得から差し引かれる金額	430,000	17 所得から差し引かれる金額	1,635,100	18 所得から差し引かれる金額	120,000	19 所得から差し引かれる金額	1,755,100
所得から差し引かれる金額	金額																							
10 所得から差し引かれる金額	140,100																							
11 所得から差し引かれる金額	70,000																							
12 所得から差し引かれる金額	25,000																							
13 所得から差し引かれる金額	260,000																							
14 所得から差し引かれる金額	330,000																							
15 所得から差し引かれる金額	380,000																							
16 所得から差し引かれる金額	430,000																							
17 所得から差し引かれる金額	1,635,100																							
18 所得から差し引かれる金額	120,000																							
19 所得から差し引かれる金額	1,755,100																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>雑損控除</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 雑損控除</td> <td>250,000</td> </tr> <tr> <td>21 雑損控除</td> <td>300,000</td> </tr> </tbody> </table>			雑損控除	金額	20 雑損控除	250,000	21 雑損控除	300,000																
雑損控除	金額																							
20 雑損控除	250,000																							
21 雑損控除	300,000																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療費控除</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22 医療費控除</td> <td>250,000</td> </tr> <tr> <td>23 医療費控除</td> <td>300,000</td> </tr> </tbody> </table>			医療費控除	金額	22 医療費控除	250,000	23 医療費控除	300,000																
医療費控除	金額																							
22 医療費控除	250,000																							
23 医療費控除	300,000																							

令和5年中に収入が無かった方は、9ページをご覧ください

裏面

寒

7 事業・不動産所得に関する事項

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
上場配当	〇〇銀行	5・8	240,000 円	0 円
		・		
		・		
		・		

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項		外国所得税額	
種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	〇〇郵便局	480,000 円	292,000 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合課渡		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
短期	長期	円	円	円	円	円
一時		3,125,000	2,500,000	625,000	500,000	125,000
右上のイの金額を表面のケ、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。 右のニの金額は表面のウの所得金額欄のサに記入してください。				ニ 合計	イ＋[(ロ＋ハ) × 1/2]	62,500

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右の二の金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

1	フリガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額		P
	氏名								
2	フリガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額		P
	氏名								
3	フリガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額		P
	氏名								
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計額									

13 事業税に関する事項

非課税所得など		所得金額	
損益通算の特例適用前 の不動産所得			
		資産の種類	
事業用資産の 譲渡損失など		損失額・被災損失額(白)	
前年中の 開廃業	開始・廃止		
	月 日		
☐ 他都道府県の事務所等			

12 別居の扶養親族等に関する事項

[illegible]

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

15 寄附金に関する事項

都道府県・市町村分(特例控除対象)		10,000
住所地の共同募金会、赤十字部分・ 都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各種[]
利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金について
は、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級・度	別居の場合の住所	
氏名							
親人							

●前年中(令和5年中)課税収入のなかった人は下の欄に記入してください。(非課税証明書等の発行や国民健康保険料の算定の際の資料となります。)

- (1) あなたが学生の場合（令和6年3月1日現在で記入してください。）

学校名 〇〇大学 2 年在学（卒業見込 年 月）

(2) あなたが誰かに扶養されていた場合（仕送りを受けていた場合も含む。）

住所 津山市北520 電話番号 32-2015

氏名 津山 三郎 続柄 父 仕送り金額等 円

(3) 失業中で雇用保険（失業保険）を受給していた場合

受給期間 5年 4月 1日 から 5年 9月 30日 まで 受給額 600,000 円

(4) 各種福祉年金、障害年金、遺族年金、公的扶助料、その他手当等を受給していた場合

種別 遺族年金 受給先 日本年金機構 年間受給額 1,100,000 円

(5) その他参考事項（昨年の生活状況などを書いてください。）

就農活動中のため、貯蓄により生活していた

令和6年中に公的年金等以外の雑所得(生命保険契約等に基づく年金、郵便局の年金保険、原稿料、印税等)があった場合に記入してください。

令和6年中に営業車
両、機器用具、書画
等の譲渡や生命保険
契約等に基づく一時
金、損害保険契約等
に基づく満期返戻金
等の一時所得があつ
た場合に記入してく
ださい。

別居している扶養親族を扶養控除として申告された場合は扶養親族の方の氏名と住所を記入してください。

令和6年中に支払った寄附金があった場合に、寄附金額を記入してください。
※必ず寄附金の受領証を添付してください

9ページをご覧ください。

【『1収入金額等(ア～シ)』と『2所得金額(①～⑨, ⑪)』について】

1 収入金額等(ア～シ)			2 所得金額(①～⑨, ⑪)		必要書類
事業	営業等	ア	卸売業、小売業、製造業、飲食業、建築業、サービス業などいわゆる営業から生ずる収入金額又は医師、弁護士、外交員、大工などの事業から生ずる収入金額を記入します。 ＜申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」にもご記入ください。＞	① 所得金額＝ア 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、商品原価、租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、修繕費、消耗品費、減価償却費、給与賃金などです。	一般用 収支内訳書
	農業	イ	農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、家畜、家さんの飼育、わら加工品、その他これに類するもの、酪農生産等の事業から生ずる収入金額を記入します。	② 所得金額＝イ 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、種苗費、肥料費、農業衛生費、飼料費、雇人費、及び農具、牛馬、果樹などの減価償却費などです。	農業所得用 収支内訳書
不動産		ウ	地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金などの収入金額を記入します。	③ 所得金額＝ウ 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、修繕費、減価償却費、損害保険料、固定資産税、借入金の子などです。	不動産所得用 収支内訳書
利子		エ	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託などの分配金の収入金額を記入します。	④ 所得金額＝エ 収入金額	
配当		オ	法人から受ける利益配当、剰余金の分配、基金利息及び投資信託等の収益の分配による所得を記入してください。 ＜申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」にもご記入ください。＞ ※ 住民税が特別徴収(天引き)されている配当等については、原則として申告は不要ですが、申告される場合は、総合課税又は申告分離課税のどちらかを選択することができます。 ◎ 上場株式等の配当所得および株式等譲渡所得について、これまでは所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができました。しかし、令和6年度(令和5年分)から所得税と個人住民税で課税方式を統一することとなり、異なる課税方式を選択することができなくなります。確定申告で上場株式等の配当所得および株式等譲渡所得を申告する場合は、個人住民税においても申告することとなり、個人住民税の合計所得金額に算入され、国民健康保険料等に影響がでる可能性がありますのでご注意ください。 ＜申告される場合は、裏面の「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の配当割額控除額の欄に特別徴収(天引き)されている配当割額を記入してください。＞	⑤ 所得金額＝オ 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、その株式を購入するために借り入れた借入金の利子などです。	配当の支払報告書や年間取引報告書など
給与		カ	給料、賃金、賞与などの合計額を記入します。	⑥ 算出方法については、下記の表1を参照してください。	源泉徴収票 又はその写し
雑	公的年金等	キ	恩給、国民年金、厚生年金、共済年金、年金基金などの収入金額の合計額を記入します。	⑦ 公的年金等に係る雑所得への換算については下記の表2を参照してください。 換算した公的年金等に係る所得金額は、その他の雑所得と合算して所得金額の雑の欄に記入します。	源泉徴収票 又はその写し
	業務	ク	営利を目的とした継続的な副業の収入金額を記入します。	⑧ 所得金額＝ク 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、所得を得るために支払った用具購入費、交通費等です。	
	その他	ケ	生命保険契約等に基づく年金、郵便局の年金保険等の収入金額の合計を記入します。	⑨ 所得金額＝ケ 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、所得を得るために支払った、掛金、交通費等です。	支払報告書 又はその写し
総合譲渡			船舶、自動車、機器用具、書画、骨とう、特許権、著作権等の譲渡による所得のことです。 ＜申告書裏面の「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にもご記入ください。申告書表面のコ、サの欄には申告書裏面の10のイ、ロの金額を転記してください。＞	※1 必要経費は、取得費や譲渡費用などです。 ※2 短期及び長期譲渡所得を合わせて50万円(所得額が50万円まではその額)です。短期及び長期譲渡所得がある場合は、まず短期の譲渡益から差し引きします。	
	短期	コ	短期譲渡所得に該当するもの ⇒譲渡の日に保有期間が5年以内であった場合	⑪ 総合短期譲渡所得＝コ 収入金額－必要経費※1－特別控除額※2	
	長期	サ	長期譲渡所得に該当するもの ⇒譲渡の日に保有期間が5年を超えていた場合	総合長期譲渡所得＝サ {収入金額－必要経費※1－特別控除額※2}×1/2	
一時		シ	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金、遺失物拾得の報労金などの所得のことです。 ＜申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にもご記入ください。申告書表面のシの欄には申告書裏面の10のハの金額を転記してください。＞	⑪ 一時所得＝シ {収入金額－必要経費※3－特別控除額※4}×1/2 ※3 必要経費は、その収入を得るために直接要した経費(掛金等)です。 ※4 50万円(所得額が50万円未満はその額)です。	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金等の支払調書

※分離課税所得等のある場合

○土地・建物等の譲渡に係る所得、株式等の譲渡に係る所得、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る所得、先物取引に係る雑所得は分離課税の対象となります。また、山林所得は分離課税用の申告書での申告となります。これらの所得を申告される方は、別途「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をご請求ください。

表1 【給与と所得速算表】

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得金額	
～ 550,999 円	0 円	
551,000 ～ 1,618,999 円	(A)－55万 円	
1,619,000 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 ～ 1,799,999 円	(A)を4で割って千円未満切捨て	×4×0.6+10万 円
1,800,000 ～ 3,599,999 円		×4×0.7－8万 円
3,600,000 ～ 6,599,999 円		×4×0.8－44万 円
6,600,000 ～ 8,499,999 円		0.9(A)－110万 円
8,500,000 ～ 円	(A)－195万 円	

表2 【公的年金等所得速算表】

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(B)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和34年1月2日以降)	～130万円未満	(B)－60万円	(B)－50万円	(B)－40万円
	130万円以上～410万円未満	0.75(B)－27.5万円	0.75(B)－17.5万円	0.75(B)－7.5万円
	410万円以上～770万円未満	0.85(B)－68.5万円	0.85(B)－58.5万円	0.85(B)－48.5万円
	770万円以上～1000万円未満	0.95(B)－145.5万円	0.95(B)－135.5万円	0.95(B)－125.5万円
	1000万円以上～	(B)－175.5万円	(B)－195.5万円	(B)－185.5万円
65歳以上 (昭和34年1月1日以前)	～330万円未満	(B)－110万円	(B)－100万円	(B)－90万円
	330万円以上～410万円未満	0.75(B)－27.5万円	0.75(B)－17.5万円	0.75(B)－7.5万円
	410万円以上～770万円未満	0.85(B)－68.5万円	0.85(B)－58.5万円	0.85(B)－48.5万円
	770万円以上～1000万円未満	0.95(B)－145.5万円	0.95(B)－135.5万円	0.95(B)－125.5万円
	1000万円以上～	(B)－195.5万円	(B)－185.5万円	(B)－175.5万円

【『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』と『4 所得から差し引かれる金額』について】

所得控除の種類		所得控除の内容・控除額		必要書類
社会保険料控除	⑬	内容	令和5年1月から12月までに国民健康保険料や国民年金等の保険料及び掛金(あなたと生計を一にする親族が負担すべきものを含む。), 介護保険料又は給与から差し引かれた社会保険料(健康保険, 厚生年金, 雇用保険)を支払ったときの控除です。 ※年金から特別徴収されている社会保険料は, 年金受給者自身が支払ったものであるため, 他の人の社会保険料控除とすることはできません。	領収書, 証明書等
		控除額	支払った保険料全額	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	内容	令和5年1月から12月までに第一種共済契約の掛金や, 心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払ったときの控除です。	支払った掛金額の証明書又は領収書
		控除額	支払った保険料全額	
生命保険料控除	⑮	内容	令和5年1月から12月までにあなたやあなたの配偶者等を受取人とする一般の生命保険・個人年金保険・介護医療保険の掛金を支払ったときの控除です。	生命保険料控除証明書 ※ 給与と所得者で既に年末調整の際に給与所得からの控除を受けた場合については添付の必要はありません。
		控除額	算出方法については, 下記の表1を参照してください。 ※控除額の計算は旧契約分と新契約分とで異なります。 ①旧契約分…平成23年12月31日までに契約された保険契約 ☞旧一般生命保険・旧個人年金保険 ②新契約分…平成24年1月1日以降に契約された保険契約 ☞新一般生命保険・新個人年金保険・介護医療保険	
地震保険料控除	⑯	内容	令和5年1月から12月までにあなたが地震保険の掛金を支払ったときの控除です。平成20年度から損害保険料控除は廃止されましたが, 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)は, 経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。	領収書, 証明書等 ※ 給与と所得者で既に年末調整の際に給与所得からの控除を受けた場合については添付の必要はありません。
		控除額	算出方法については, 下記の表2を参照してください。	
所得控除の種類		所得控除の内容		控除額
寡婦控除	⑰	ひとり親に該当せず, 次のいずれかの要件に該当するもの ① 夫と離婚した後婚姻していない人で, 扶養親族を有しており, 令和5年中の合計所得金額が500万円以下の場合。(死別, 離婚等の項目に印をしてください) ② 夫と死別後婚姻していない人または夫の生死が不明の人で, 令和5年中の合計所得金額が500万円以下の場合。(扶養親族がいなくても該当します)		26万円
ひとり親控除	⑱	現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が不明の人で, 次の要件を満たすもの ① その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き, 前年の総所得金額等の合計額が48万円以下の者に限る)を有すること ② 前年の合計所得金額が500万円以下であること ③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと		30万円
勤労学生控除	⑲	あなたが学生(専修学校, 職業訓練校などを含む。)で, 令和5年中の合計所得金額が75万円以下, かつ, 給与所得等以外の所得が10万円以下の場合の控除です。		26万円

表1【生命保険料控除計算表】

支払った保険料の合計額(A)		控除額
各控除ごとに計算	旧契約	～ 15,000円 (A)の全額
		15,001円 ～ 40,000円 (A) × 1/2 + 7,500円
		40,001円 ～ 70,000円 (A) × 1/4 + 17,500円
		70,001円 ～ 一律に35,000円
	新契約	～ 12,000円 (A)の全額
		12,001円 ～ 32,000円 (A) × 1/2 + 6,000円
		32,001円 ～ 56,000円 (A) × 1/4 + 14,000円
		56,001円 ～ 一律に28,000円
	両方	それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高28,000円)
	一般生命・介護医療・個人年金の控除額の合計額 (最高70,000円)	

表2【地震保険料控除計算表】

支払った保険料の合計額(A)		控除額
地震	～50,000円	(A)×1/2
	50,001円～	一律に25,000円
旧長期	～5,000円	(A)の全額
	5,001円～15,000円	(A)×1/2+2,500円
	15,001円～	一律に10,000円
両方	それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)	

○寄附金税額控除について
寄附金税額控除を受けられる方は、申告書裏面「15寄附金に関する事項」に区分ごとに寄附金額を記入し、寄附金の受領証等を申告書に添付してください。
ふるさと納税(地方自治体に対する寄附)や災害に係る義援金などは「都道府県、市町村分」にあたります。
ふるさと納税についてワンストップ特例の申請をされている方は、市民税・県民税申告書を提出された場合、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ふるさと納税に伴う寄附金の記載を忘れないようご注意ください。

所得控除の種類		所得控除の内容	控除額
障害者控除	㉑	あなたやあなたの同一生計配偶者や扶養親族が、令和5年12月31日（年途中で死亡した場合は、その死亡の日）現在で次のいずれかに該当する場合の控除です。 障害の等級により控除される額が異なります。申告時に、身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書（高齢介護課又は各支所市民生活課で発行）等の提示が必要です。 なお、同一生計配偶者（納税義務者の所得金額が1,000万円以上で、生計を一にする配偶者の所得金額が48万円以下）及び16歳未満の扶養親族も対象となります。 ＜同一生計配偶者について障害者控除を申告する場合は、「㉑障害者控除」欄と「㉒～㉔配偶者控除～」欄に配偶者の氏名等を記入し、「□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」にチェックを入れてください。＞	
		●障害者控除 ○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人 ○福祉事務所長から障害者控除対象者認定書の交付を受けている人など	26万円
		●特別障害者の控除 障害者のうち、精神又は身体に次のような重度の障害のある人です。 ○身体障害者手帳に身体上の障害が1級又は2級と記載されている人 ○精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人 ○療育手帳にA判定と記載されている人 ○その年の12月31日において引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を要する人	30万円
		●同居特別障害者の控除 特別障害者である扶養親族等のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族等のいずれかと同居を常況としている人のことです。（老人ホーム等に入所している場合は同居ではありません）	53万円
配偶者控除	㉒	令和5年12月31日（年途中で死亡した場合は、その死亡の日）現在、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にしている配偶者（他の納税者の扶養親族又は事業専従者を除く。）を有している場合の控除です。納税義務者の合計所得金額と配偶者の年齢により控除される額が異なります。	下表1参照
配偶者特別控除	㉓	生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族又は事業専従者を除く。）を有する人で、令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下の人、納税義務者の合計所得金額と配偶者の所得に応じて配偶者特別控除が受けられる場合があります。 ※配偶者特別控除の判定に用いる金額は、合計所得金額です。配偶者の方の収入が、給与や公的年金の場合の所得金額については、6ページの所得の速算表により求めてください。	下表2参照
扶養控除	㉔	○令和5年12月31日（年途中で死亡した場合は、その死亡の日）現在、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にしている扶養親族を有している場合の控除です。扶養親族の年齢等により控除される額が異なります。	
		●16歳未満の扶養親族（平成20年1月2日以降に生まれた人）	控除なし
		●一般の扶養親族 （昭和29年1月2日から平成13年1月1日までと平成17年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた人）	33万円
		●特定扶養親族（平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた人）	45万円
		●老人扶養親族（昭和29年1月1日以前に生まれた人）	38万円
		●同居老親等扶養親族 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、かつ、あなたかあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人のことです。	45万円
基礎控除	㉕	基礎控除はすべての方に適用されます。令和4年度以降は合計所得金額が2,400万円を超える個人については、控除額が43万円から逡減し、2,500万円を超える場合は、控除の適用はありません。	43万円
所得控除の種類		所得控除の内容・控除額	添付書類
雑損控除	㉖	内容 火災、風水害又は盗難、横領などにより生活用資産（住宅・家財等）に損害を受けたときや災害関連支出（例えば焼失した家屋の取り壊し費用、土砂等を除去する費用など）があるときの控除です。	災害の場合 消防署長の 証明書等
		控除額 ①と②のうち、いずれか多い方の金額 ①〔損失額－保険金等で補てんされる金額〕－〔総所得金額等の合計額〕×10% ②災害関連支出－5万円	盗難等の 場合 警察への 届出証明書
医療費控除	㉗	内容 令和5年1月から12月までにあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために一定額以上支払った医療費があるときの控除です。 ※控除額の詳しい計算方法や、セルフメディケーション税制については9ページをご覧ください。	医療費控除の 明細書 （※詳細は 9ページ 参照）
		控除額 〔支払った医療費の総合計額－保険金等で補てんされる金額〕 －〔「10万円」または「総所得金額等の5%」のいずれか少ない方の金額〕 ※控除の限度額は200万円です。	

表1【配偶者控除一覧表】

（単位：万円）

申告する 納税義務者の 所得金額	900万円 以下	900万円超 ～950万円 以下	950万円超 ～1000万円 以下
一般の控除対象配偶者： 70歳未満（昭和29年1月2日以降に生まれた人）	33万円	22万円	11万円
老人の控除対象配偶者： 70歳以上（昭和29年1月1日以前に生まれた人）	38万円	26万円	13万円

※ 合計所得金額が1,000万円を超える方は、配偶者控除および配偶者特別控除は適用されません。

表2【配偶者特別控除一覧表】

（単位：万円）

		申告する納税義務者の所得金額		
		900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1000万円以下
配偶者の 所得金額	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

③申告書表面上部に署名のうえ、申告書を提出してください。

令和6年度申告相談日程・会場

受付時間		旧市内・市内全域		勝北・加茂・阿波			久米				
9時～16時 (全会場同じ)		会場	対象地区	会場	対象地区		会場	対象地区			
2月16日	金	市役所本庁2階大会議室	城東・城南・中央	休み			久米支所	久米	坪井下		
2月17日	土		休み						休み		
2月18日	日		＜市内全域＞						坪井上・中北上		
2月19日	月		鶴城・城北・城西 (小田中を除く)						宮部上・宮部下		
2月20日	火		志戸部・勝部・靱保	勝北保健福祉センター	勝北	大吉・大岩			中北下・神代		
2月21日	水		紫保井・大田・沼・弥生町			市場・奥津川・日本原			南方中・一色		
2月22日	木		川崎・野介代・福岡			西中・西下・新野山形			休み		
2月23日	金		休み			休み					
2月24日	土		＜市内全域＞								
2月25日	日		北園町・山北			新野東・西上			領家・宮尾		
2月26日	月		総社・小原			上村・中村・杉宮・坂上			久米川南・戸脇・福田下		
2月27日	火		二宮・院庄			安井・原・上野田・下野田			桑下・桑上・里公文・里公文上		
2月28日	水		小田中・上河原	休み					八社・油木下・油木上・油木北		
2月29日	木		高倉・河辺						※注意事項		
3月1日	金		休み								
3月2日	土		＜市内全域＞								
3月3日	日		佐良山・福南	加茂町公民館	上加茂地区						
3月4日	月		一宮・高田		新加茂地区						
3月5日	火		林田・田邑		西加茂地区						
3月6日	水		神庭・成名・滝尾		東加茂地区						
3月7日	木			休み							
3月8日	金		休み								
3月9日	土		＜市内全域＞				出張所 阿波	阿波		下沢・西谷・中土居・大畑 尾所・大杉・大高下・竹之下	
3月10日	日										
3月11日	月										
3月12日	火										
3月13日	水										
3月14日	木		休み								
3月15日	金										

※注意事項

- ・土曜日の申告相談は、すべての地区で休み。
- ・2月23日（金）は祝日のため、休み。
- ・発熱等の症状がある方や体調の優れない方は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いします。
- ・混雑防止のため、地区ごとの日程・会場での申告にご協力いただきますようお願いします。
- ・源泉徴収税額の還付などの確定申告は、税務署もしくはスマートフォン・パソコンでの申告をお願いします。